

【フラット35】取扱金融機関一覧

鳥取県内で【フラット35】を取り扱っている金融機関は次のとおりです。

金融機関名	お問い合わせ先	金融機関名	お問い合わせ先
みずほ銀行	0120-324286(11#)	日本住宅ローン	03-5802-5050
三井住友信託銀行	http://www.smtb.jp/personal/loan/house/special/flat35.html	東京クレジットサービス	03-5226-3681
楽天銀行	0120-456-225	アルヒ (IBSBIモーゲージ)	https://www.aruhi-corp.co.jp/
住信SBIネット銀行	0120-433-151又は03-6737-9173	全宅住宅ローン	082-545-2721
鳥取銀行	0857-37-0267	ファミリーライフサービス	0120-027-035
山陰合同銀行	0852-55-1000	あいおいニッセイ同和損害保険	03-5789-7112
中国銀行	086-241-3808	財形住宅金融	http://www.zaijukin.co.jp/
島根銀行	0852-24-1240	優良住宅ローン	082-258-2778
鳥取信用金庫	0857-23-2411	ジェイ・モーゲージバンク	0120-035-235
米子信用金庫	0859-33-1205	オリックス・クレジット	0120-2662-35
しまね信用金庫	0852-23-5505	日本モーゲージサービス	0570-035-460
中国労働金庫	0120-86-3760	シャープファイナンス	06-4964-6561
		LIXILホームファイナンス	0120-175-553
		ハウス・デポ・パートナーズ	03-3517-1100
		クレディセゾン	0120-235-551
		一条住宅ローン	0120-516-171
		ミサワフィナンシャルサービス	03-6316-3662
		ヤマダファイナンスサービス	027-345-8023

※【フラット35】の借入金利と融資手数料は取扱金融機関によって異なります。詳細は取扱金融機関またはフラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。

【フラット35】のお問い合わせ先	北栄町の補助金のお問い合わせ先
住宅金融支援機構中国支店 地域営業グループ 082-221-8654	北栄町 観光交流課 交流推進室 0858-37-3158

 住宅金融支援機構 Japan Housing Finance Agency <フラット35サイト> www.flat35.com	お客さまコールセンター 0120-0860-35 (通話無料)
	営業時間：9:00～17:00(祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。) ご利用いただけない場合(国際電話など)は、次の番号へおかけください。 048-615-0420 (通話料金がかります。)

(平成30年10月1日現在)

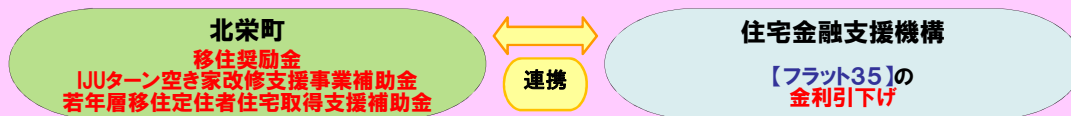
北栄町と住宅金融支援機構が連携

平成30年10月版

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型

金利引下げ期間	金利引下げ幅
当初 5 年間	【フラット35】の借入金利から年 ▲0.25%

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型とは、子育て支援や地域活性化のために北栄町と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する北栄町による補助金交付とセットで【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。



【フラット35】Sと併せてご利用いただけます！

【フラット35】Sとは、長期優良住宅など質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を金利Aプランは当初10年間、金利Bプランは当初5年間、年**0.25%**引き下げる制度です。

【フラット35】S(金利Aプラン)との併用で、
当初5年間 年**▲0.5%**
6年目から10年目まで 年**▲0.25%**

【フラット35】S(金利Bプラン)との併用で、
当初5年間 年**▲0.5%**

例えば、借入額3,000万円なら、

【フラット35】S(金利Aプラン)との併用で、【フラット35】より総返済額が**約111万円お得！**

【フラット35】S(金利Bプラン)との併用で、【フラット35】より総返済額が**約78万円お得！**

併用しなくても、【フラット35】より総返済額が**約39万円お得！** (※)試算結果の数値は概算です。

【試算の前提条件】借入額3,000万円(融資率9割以下)、借入期間35年、元利均等返済、ボーナス返済なし、借入金利年1.41%(平成30年6月において借入期間が21年以上35年以下、融資率が9割以下、新機構団信付き金利の場合で取扱金融機関が提供する最も多い【フラット35(買取型)】の金利)の場合

(注1) 【フラット35】子育て支援型・地域活性化型および【フラット35】Sは平成31年3月31日までの申込受付分に適用となります(予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト(www.flat35.com)でお知らせします。)

また、北栄町の補助金交付が終了した場合も受付を終了します。詳細は北栄町にお問い合わせください。

(注2) 【フラット35】子育て支援型・地域活性化型と【フラット35】Sの併用に当たっては、【フラット35】子育て支援型・地域活性化型の要件に加えて、【フラット35】Sの要件として、取得対象住宅が省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性または耐久性・可変性の基準のうち、いずれか1つ以上の基準に適合する必要があります。基準の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)をご覧ください。また、住宅金融支援機構中国支店地域営業グループ(Tel.082-221-8654)までお問い合わせください。

(注3) 【フラット35】子育て支援型と【フラット35】地域活性化型を併用することはできません。

ご利用いただくための要件

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型をご利用いただくためには、北栄町から、「【フラット35】子育て支援型・地域活性化型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。

(注) このほか、住宅の耐久性等の【フラット35】の技術基準やその他融資基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。

「【フラット35】子育て支援型・地域活性化型利用対象証明書」の交付を受けるための条件

「北栄町移住奨励金」の交付対象で、かつ、それぞれ次の要件をすべて満たす必要があります。

【フラット35】子育て支援型(若年子育て)

- 住宅を新築又は購入すること
- 補助申請者の年齢が転入日時点で満40歳未満であること
- 補助申請者に転入日時点で中学校3年生(15歳に到達してから最初の3月31日)までの現に同居し扶養する子があること

【フラット35】地域活性化型(UJターン)

- 住宅を新築又は購入すること
- 北栄町外から北栄町に移転すること

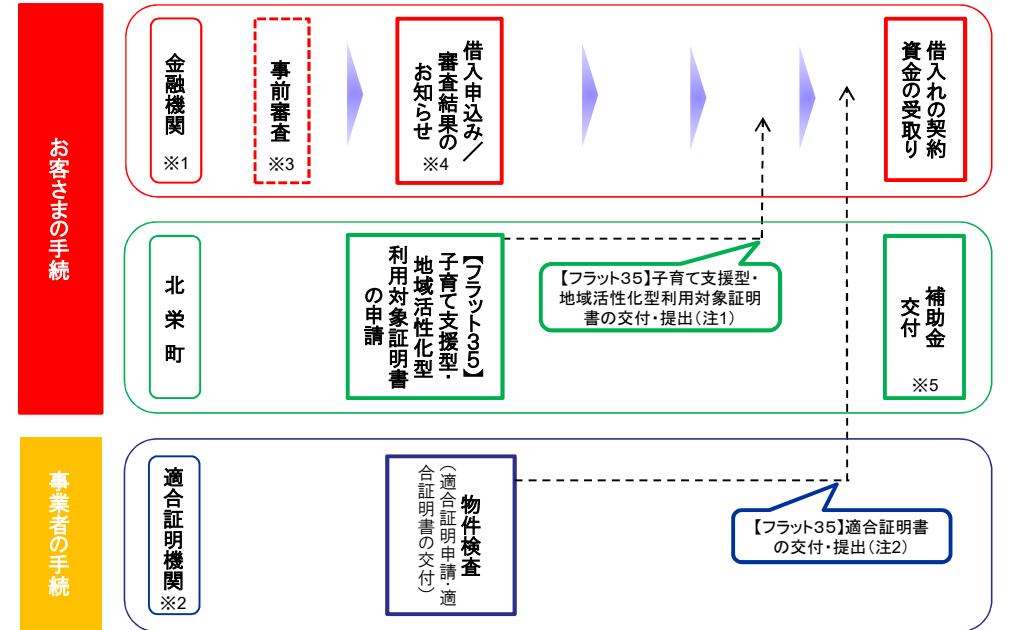
「北栄町IJUターン空き家改修支援事業補助金」の交付対象で、かつ、次の要件をすべて満たす必要があります。

- 鳥取県外から北栄町に移転すること
- 「北栄町空き家情報バンク」に登録されている空き家を取得し、改修工事(※)を行うこと
※改修工事の施工業者は、北栄町内の事業者に限ります。

「北栄町若年層移住定住者住宅取得支援補助金」の交付対象で、かつ、次の要件をすべて満たす必要があります。

- 北栄町外から北栄町に転入すること

利用手続の流れ



(注) 上図は、一般的な手続の流れを示しています。金融機関、北栄町および適合証明機関における手続の順序は問いません。ただし、注1(【フラット35】子育て支援型・地域活性化型利用対象証明書)および注2(【フラット35】適合証明書)は、借入れの契約時までに金融機関へ提出する必要があります。
 (※1)借入申込みは、【フラット35】の取扱金融機関となります。
 (※2)適合証明機関は、検査機関または適合証明技術者(中古住宅購入の場合のみ)となります。
 (※3)取扱金融機関によって、事前審査を実施していない場合があります。事前審査は仮審査であり、借入申込後の正式な審査結果を約束するものではありません。
 (※4)借入申込みに当たっては、金融機関の指定する申込関係書類に加えて、【フラット35】子育て支援型・地域活性化型利用希望の申出書を提出する必要があります。詳しくは、お申込みを希望する取扱金融機関にご確認ください。
 (※5)補助金交付は、北栄町の制度に基づき実施するものです。

北栄町の補助金の概要

移住奨励金

【補助条件】

町内において住宅を新築、中古住宅を購入(北栄町空き家情報バンク物件を含む)、北栄町空き家情報バンク登録物件を賃貸借(3親等以内の親族間の賃貸借契約を除く)し、その住宅に転入すること

【補助額】

- ・県外転入：50万円
 - ・県内転入：25万円
- ※子育て世帯加算⇒申請者のいる世帯において、転入日時点で中学校3年生(15歳に到達してから最初の3月31日)までの人
- 1人目 ほうい商品券5万円
 - 2人目以降 ほうい商品券2万円

IJUターン空き家改修支援事業補助金

【補助条件①～④の全てに該当すること】

- ①空き家利活用のため、北栄町空き家情報バンクに当該空き家を登録していること
 - ②空き家の購入・賃貸借契約後、1年以内に着工すること
 - ③改修工事の施工業者は町内業者に限ること
 - ④これまで補助金を受けていない空き家であること(空き家1軒に対して1回を限度とする)
- ※上記以外にも条件があります。

【補助額】

補助対象事業に要した経費の総額の1/2
 ※上限100万円、1,000円未満切捨て

若年層移住定住者住宅取得支援補助金

【補助条件(以下の全てを満たすこと)】

- ①町外から北栄町に転入すること
 - ②定住のために住宅を取得すること
 - ③住宅の契約者が転入した日時点で満18歳から満45歳未満であること
 - ④転入後5年以上、町内に住所を置くこと
- ※上記以外にも条件があります。

【補助額】

- ・県外から転入された場合
新築住宅の建築又は購入
⇒補助率5/100 上限200万円
- ・中古住宅を購入した場合
⇒補助率5/100 上限30万円
- ・県内から転入された場合
それぞれ上記上限額の1/2

詳細は、北栄町ホームページ(<http://www.e-hokuei.net/2701.htm>)をご確認ください。

《借入れに当たっての注意事項》●【フラット35】は、民間金融機関と住宅金融支援機構が提携してご提供する全期間固定金利住宅ローンです。お申込みは、取扱金融機関となります。詳細はフラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。●取扱金融機関または住宅金融支援機構の審査の結果によっては、お客さまのご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。●借入額は100万円以上8,000万円以下(1万円単位)で、建設費または購入価額(非住宅部分を除く。)以内となります。また、年収等、審査の結果によってはご希望の借入額まで借入れできない場合があります。●融資手数料は、お客さま負担となります。融資手数料は取扱金融機関により異なります。●借入金利は、資金受取時の金利が適用となります。●【フラット35(買取型)】では、借入期間(20年以下・21年以上)、融資率(9割以下・9割超)、加入する団体信用生命保険の種類等に応じて、借入金利が異なります。●【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります。)。借入金利は取扱金融機関により異なります。●融資率とは、建設費または購入価額に対して、【フラット35】の借入額の占める割合をいいます。●借入金利は毎月見直されます。●融資率が9割を超える場合は、返済の確実性等をより慎重に審査します。●最長35年の返済が可能です。ただし、お客さまの年齢により借入期間が短くなる場合があります。●住宅金融支援機構の定める技術基準に適合していることについて、検査機関または適合証明技術者による物件検査を受ける必要があります。あわせて、新築住宅では、建築基準法に基づく検査済証が交付されていることを確認しています。物件検査手数料はお客さま負担となります。物件検査手数料は、検査機関または適合証明技術者により異なります。●【フラット35】子育て支援型・地域活性化型を利用する場合には、地方公共団体から【フラット35】子育て支援型・地域活性化型利用対象証明書の交付を受ける必要があります。●借入対象となる住宅およびその敷地に、【フラット35(買取型)】では住宅金融支援機構、【フラット35(保証型)】では取扱金融機関を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定していただきます。なお、抵当権の設定費用(登録免許税、司法書士報酬等)は、お客さま負担となります。●【フラット35(買取型)】では、借入対象となる住宅について、火災保険(損害保険会社の火災保険または法律の規定による火災共済)に加入していただきます。【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります。)。火災保険料は、お客さま負担となります。●健康上の理由等で団体信用生命保険に加入されない場合も、【フラット35(買取型)】はご利用いただけます。【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります。)。●【フラット35】子育て支援型・地域活性化型および【フラット35】SIは、借換融資には利用できません。●【フラット35】子育て支援型と【フラット35】地域活性化型を併用することはできません。●取扱金融機関の借入金利、融資手数料、返済額の試算等の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。●説明書(パンフレット等)は、お申込みを希望する取扱金融機関で入手できます。